

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

規 則

○公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

（私学文書課）

一

告 示

○消防法に基づく指定試験機関の名称の変更

（消 防 課）

二

○平成二十五年宮城県告示第八号（南三陸金華山国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例）の一部改正

（自然保護課）

二

○有害図書類の指定

（共同参画社会推進課）

三

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

（障害福祉課）

四

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

（同）

四

○建設業許可の取消し

（事業管理課）

四

○都市計画の変更

（都市計画課）

五

○都市計画変更の図書の写しの縦覧（三件）

（同）

五

○土地地区画整理組合の事業計画変更の認可

（同）

六

○造成宅地防災区域の指定

（建築宅地課）

六

○土地改良事業の施行の認可

（東部地方振興事務所）

六

公 告

○開発行為に関する工事の完了

（建築宅地課）

六

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

（教育庁高校教育課）

七

選挙管理委員会

○政治団体の届出

（選挙管理委員会）

八

○政治団体の届出事項の異動届

（選挙管理委員会）

九

規 則

公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十五年三月十五日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五号

公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成二十一年宮城県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「第二章第十一節第八十四」を「第一章第十一節第八十五」に改める。

第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

（特定除去費用等の指定）

第十九条 知事は、法人が保有する有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等（会計基準第一章第十一節第八十八に規定する除去費用等をいう。）について当該除去費用等に対応する収益を得ることが見込まれないと認められる場合には、当該除去費用等を特定除去費用等（同節第八十八の規定により、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額する除去費用等をいう。）として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、法人が資産除去債務を負債として計上するまでの間に限り行つことができるものとする。

- 政治団体の解散届 一〇
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十二年分） 一〇
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十三年分） 一一
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十四年分） 一一
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十五年分） 一二
- 資金管理団体の届出事項の異動届 一三
- 資金管理団体の指定取消しの届出 一三
- 公安委員会
 - 警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則 一三
 - 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則 一四
 - 技能検定員及び教習指導員資格審査の実施 一五

附則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第七十二号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の五第一項及び第十七条の九第一項の規定により危険物取扱者試験事務及び消防設備士試験事務を委任した指定試験機関から、次のとおりその名称を変更した旨届出があったので、同法第十三条の八第三項及び第十七条の九第四項の規定により告示する。

平成二十五年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	事業所の名称 財団法人消防試験研究センター	変更年月日 平成二十五年四月一日
変更後	一般財団法人消防試験研究センター	

○宮城県告示第七十三号

平成二十五年宮城県告示第八号（南三陸金華山国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第二号から第六号までの規定中「及び第九項本文」を「及び第九項」に改める。
第六号の次に次の四号を加える。

七 小室地区（石巻市北上町十三浜字上ノ山の一部の地域）

当該地区において行われる規則第十一条第四項本文及び第九項に規定する行為については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

なお、当該地区においては、規則第十一条第四項第七号、第九号及び第十号並びに同条第九項第四号及び第五号並びに同条第二十三項第二号及び第二号の二の規定は、適用しない。

規 則	読み替え前	読み替え後
第十一条第四項第二号	二階建 十メートル	三階建 十三メートル
第十一条第四項第四号	千平方メートル	二百平方メートル
第十一条第四項第六号の表中 「第二種特別地域」の中欄	二十パーセント	六十パーセント
第十一条第四項第六号の表中 「第二種特別地域」の下欄	四十パーセント	二百パーセント
第十一条第九項第三号	千平方メートル	二百平方メートル
第十一条第九項第七号口	千平方メートル	二百平方メートル

八 竹浜地区（石巻市竹浜の一部の地域）

当該地区において行われる規則第十一条第四項本文及び第九項に規定する行為については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

なお、当該地区においては、規則第十一条第四項第七号、第九号及び第十号並びに同条第九項第四号及び第五号並びに同条第二十三項第二号及び第二号の二の規定は、適用しない。

規 則	読み替え前	読み替え後
第十一条第四項第二号	二階建 十メートル	三階建 十三メートル
第十一条第四項第四号	千平方メートル	百九十平方メートル
第十一条第四項第六号の表中 「第二種特別地域」の中欄	二十パーセント	六十パーセント
第十一条第四項第六号の表中 「第二種特別地域」の下欄	六十パーセント	二百パーセント
第十一条第九項第三号	千平方メートル	百九十平方メートル

九 前網浜地区 (石巻市前網浜の一部の地域)

当該地区において行われる規則第十一条第四項本文及び第九項に規定する行為については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

なお、当該地区においては、規則第十一条第四項第七号、第九号及び第十号並びに同条第九項第四号及び第五号並びに同条第二十三項第二号及び第二号の二の規定は、適用しない。

第十一条第九項第七号口	千平方メートル	百九十平方メートル
-------------	---------	-----------

規 則	読み替え前	読み替え後
第十一条第四項第二号	二階建	三階建
	十メートル	十三メートル
第十一条第四項第四号	千平方メートル	百九十平方メートル
第十一条第四項第六号の表中 「第三種特別地域」の中欄	二十パーセント	六十パーセント
第十一条第四項第六号の表中 「第三種特別地域」の下欄	六十パーセント	二百パーセント
第十一条第九項第三号	千平方メートル	百九十平方メートル
第十一条第九項第七号口	千平方メートル	百九十平方メートル

十 小指地区 (石巻市北上町十三浜字浪田の一部の地域)

当該地区において行われる規則第十一条第四項本文及び第九項に規定する行為については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

なお、当該地区においては、規則第十一条第四項第七号、第九号及び第十号並びに同条第九項第一号、第二号、第四号及び第五号並びに同条第二十三項第一号から第二号の二までの規定は、適用しない。

規 則	読み替え前	読み替え後
-----	-------	-------

第十一条第四項第二号	二階建	三階建
	十メートル	十三メートル

第十一条第四項第四号	千平方メートル	三百三十平方メートル
第十一条第四項第六号の表中 「第二種特別地域」の中欄	二十パーセント	六十パーセント
第十一条第四項第六号の表中 「第二種特別地域」の下欄	四十パーセント	六十パーセント
第十一条第四項第六号の表中 「第三種特別地域」の中欄	二十パーセント	六十パーセント
第十一条第四項第六号の表中 「第三種特別地域」の下欄	六十パーセント	二百パーセント
第十一条第九項第三号	千平方メートル	三百三十平方メートル
第十一条第九項第七号口	千平方メートル	三百三十平方メートル

○宮城県告示第七十四号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十五年三月十五日

一 指定図書類
宮城県知事 村 井 嘉 浩

番号	種 類	図 書 類 の 名 称	発 行 所
一	雑 誌	エキサイティングマックス! 2013 4月号	(株)ぶんか社
二	雑 誌	弾丸Dash vol. 12	(株)晋遊舎
三	雑 誌	02060・02 実話時報ゴールデン 2013 3月号	(株)竹書房
四	雑 誌	05167・3 精勤女子の裏職歴	(株)竹書房
五	雑 誌	57624・74 57624・77 人妻ざかり美尻づくし	(株)竹書房

六	雑誌	微熱SUPERデラックス 07689・02	2013 2月号	(株)セブン新社
七	雑誌	無敵恋愛エス ガール 08577・3	2013 3月号	(株)ぶんか社
八	コミック	征服婚 54930・07		(株)祥伝社
九	コミック	イケない発情男子寮 54930・16		(株)祥伝社
十	雑誌	裏モノ JAPAN 01805・4	2013 4月号	(株)鉄人社
十一	雑誌	大人のお得技ベストカタログ 64242・88		(株)三オブックス

二 指定理由

図書類の内容が、一から九までの図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、十及び十一の図書類にあつては著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第七十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。
平成二十五年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四五〇二〇〇四二	事業所の名称及び所在地	第二ひたかみ園 石巻市蛇田字小倉三十二・二	指定障害児通所支援の種類	放課後等デイサービス	設置者名	社会福祉法人 石巻祥心会	指定年月日	平成二十五年 四月一日
-------	-----------	-------------	--------------------------	--------------	------------	------	-----------------	-------	----------------

○宮城県告示第七十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
平成二十五年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四五〇二〇〇四二	事業所の名称及び所在地	第二ひたかみ園 石巻市蛇田字小倉三十二・二	指定障害福祉サービスの種類	放課後等デイサービス	設置者名	社会福祉法人 石巻祥心会	指定年月日	平成二十五年 四月一日
-------	-----------	-------------	--------------------------	---------------	------------	------	-----------------	-------	----------------

〇四一〇三〇〇一〇七	アリスサポート塩釜 塩釜市旭町十八番十 三号	同行援護	アリスサポート 株式会社	平成二十五年 三月一日
〇四一〇五〇〇一八五	株式会社みやぎ介護 センター 気仙沼営業 所 気仙沼市八日町二丁 目二番四号	居宅介護 重度訪問介護	株式会社みや ぎ介護セン ター	平成二十五年 二月一日
〇四一一一〇〇二二七	サポートセンターリ イチエ 岩沼市館下一丁目二 番二十号	生活介護 就労継続支援B 型	特定非営利活 動法人ハ ス・パーガ 協会	平成二十五年 三月一日
〇四一一五〇〇五七二	アミカ大崎介護セン ター 大崎市古川李埴字山 王十一番一號	居宅介護 重度訪問介護	株式会社HC M	平成二十五年 三月一日

○宮城県告示第七十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。
平成二十五年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十五年三月五日

二 商号又は名称等

株式会社明和 沼崎	仙台南宮城野区原町三 丁目五・二十八	特・二十三 第二百九十号	一部廃業 特定建設業 土木工事業 とび・土工工事業	平成二十五年 二月六日
有限会社丸す建 設 栄雄	加美郡加美町字上野目 西野々十六・二	般・二十三 第八千八百二 十九号	一部廃業 一般建設業 造園工事業	平成二十五年 二月十三日
ガイメイクハ YASAKA 早坂 広行	名取市飯野坂一丁目八 ・九	般・二十四 第一万七千九 百五十七号	全部廃業 一般建設業 とび・土工工事業	平成二十五年 二月五日
北日本ビルテ ク株式会社 中川 清一	仙台市青葉区木町十六 ・三十九	般・二十 百九十四号	一部廃業 大工工事業 左官工事業 とび・土工工事業	平成二十五年 二月八日

日成施設株式会社 木村 誠	仙台市太白区四郎丸字 昭和北百七十五、二	般、二十一 第一万八千五 百七十三号	一部廃業 一般建設業 塗装工事業 造園工事業	石工事業 屋根工事業 管工事業 タイル・れんが ブロック工事業 鋼構造工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 防排水工事業 内装工事業 熱絶縁工事業 建具工事業	平成二十五年 二月十四日
------------------	-------------------------	--------------------------	---------------------------------	---	-----------------

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、栗原都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 栗原都市計画道路

2 名称 三・四・二号源光町田線

三・四・七号石越駅四ツ谷線

三・五・一七号金成若柳線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

栗原市 築館伊豆三丁目、築館字伊豆野原及び築館字源光の各一部

2 廃止する部分

栗原市 志波姫堀口源光、築館源光、同字源光、築館字内沢、若柳字川北新町、同字川北堤下、

同字福岡四ツ谷、同字川北並柳、同字川北東、同字川北中文字、同字川北新中谷地及び同字川北坪柳の各一部

登米市 石越町南郷字西門沖及び同字館前の各一部

○宮城県告示第百七十九号

岩沼市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画ごみ焼却場

二 都市計画の変更の種類及び名称

1 変更

名称 八号巨理名取共立衛生処理組合ごみ焼却場

2 廃止

名称 六号岩沼市ごみ焼却場

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百八十一号

岩沼市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

2 名称 岩沼市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百八十一号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画高度利用地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百八十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十五年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

大河原町広表土地区画整理組合

二 事務所所在地

大河原町字新南十九番地

三 設立認可の年月日

平成十年十月三十日

四 変更認可の年月日

平成二十五年三月八日

○宮城県告示第百八十三号

宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第二十条第一項の規定により、次の区域を造成宅地防災区域として指定する。

平成二十五年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

塩竈市青葉ヶ丘一番二番二十三、百四十六番九十七、百四十六番九十八、百四十六番百一、百四十六番百三、百四十六番百四、百四十六番百十二、百四十六番百十三、百四十六番百十四、百四十六番百十五、百四十六番百十六、百四十六番百十七、百四十六番百十八、百四十六番百十九、百四十六番百二十、百四十六番百二十一、百四十六番百二十二、百四十六番百二十三、百四十六番百二十四、百四

十六番百二十五、百四十六番百二十六、百四十六番百二十七、百四十六番百二十八、百四十六番百二十九、百四十六番百三十、百四十六番百三十一、百四十六番百三十二、百四十六番百三十三、百四十六番百三十四、百四十六番百三十五、百四十六番百三十六、百四十六番百三十七、百四十六番百三十八、百四十六番百三十九、百四十六番百四十、百四十六番百四十一、百四十六番百八十一、百四十六番百八十二、百四十六番百八十三、百四十六番百八十五、百四十六番百八十六、百四十六番百八十七、百四十六番百八十九、百四十六番百九十、百四十六番百九十二、百四十六番百九十三、百四十六番百九十四、百四十六番百九十五、百四十六番百九十六、百四十六番百九十七、百四十六番百九十八の各一部（次の図に示す部分に限る。）、同市字石田七十一番七、七十一番十一、七十一番十二、七十一番十四、七十一番十五、七十一番二十一、七十一番二十二、七十一番二十七、七十七番二、七十七番四及び七十七番十五並びに七十一番一、七十一番三十九及び七十七番一の各一部（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（土木部建築宅地課）及び塩竈市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、登米吉田土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）の施行を平成二十五年三月六日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年三月十五日

宮城県東部地方振興事務所

所長 大 内 仁

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
東松島市大曲字前畑八十七番二十

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東松島市矢本字上河戸二百八十八番地七

佐々木真人
佐々木里絵

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十五年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 A重油（JIS一種二号） 百六十キロリットル
 - 2 購入物品の仕様等 入札説明書による。
 - 3 納入期限 平成二十五年四月二十三日 午前九時
 - 4 納入場所 宮城県石巻市 石巻工業港内 「宮城丸」
 - 5 今後調達が予定される数量の概数及び入札公告予定時期 八十キロリットル 平成二十五年六月 二百キロリットル 平成二十五年八月
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第一条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一條第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
 - 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、そ

の者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）

第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該物品とほぼ同等量を、船舶に数回以上納入した実績を有すること。

9 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札に参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十五年四月一日午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課調整班（担当 荻野 智志 電話〇二二・二二一・三六二一）

2 入札説明書の交付期限

平成二十五年四月一日午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年十二月七日までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十五年四月二日午前九時から平成二十五年四月九日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成二十五年四月九日午後五時まで

ロ 提出場所 1に同じ。

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。）にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十五年四月十日午前十時 高校教育課内（宮城県庁舎十六階）

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十三年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年三月三十日宮城県規則第四十六号）による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札

者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 内国貨物船用品積込承認申告により消費税及び地方消費税が免除となるため、契約金額は、消費税及び地方消費税の額を加えない金額とするので、入札金額は消費税及び地方消費税の額を加えない金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured: Fuel Oil (JIS (K2205-1980) Class 1, No. 2) 160

Kiloliters

2 Deadline for Delivery: April 23, 2013

3 Place of Delivery: Miyagimaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid: April 9, 2013, 5:00 p.m.

5 Contact Person: Satoshi Ogino, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. TEL.: 022-211-3621

選挙管理委員会

○宮選管告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があつた。

平成二十五年三月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

代 表 者 会 計 責 任 者

政治団体の名称	の 氏 名	の 氏 名	主たる事務所の所在地	届出年月日
猪股俊一後援会	石垣 正年	吉岡 利文	加美郡加美町宮崎字屋敷四・四二・二	平成二十五年二月十八日
大沼忠弘後援会	大浪 順治	村上 喜行	柴田郡大河原町大谷字町向一三四	平成二十五年二月一日
さくら連絡橋を考へる会	柴田 民雄	高橋みちほ	柴田郡柴田町西船迫四・二・九二	平成二十五年二月十四日
佐藤まさる後援会	小野寺正美	大嶋 聖次	栗原市若柳字上畑岡米ヶ浦七八	平成二十五年二月十二日
鈴木茂後援会	相沢 英資	鈴木 俊子	加美郡加美町字一本杉四二六・九	平成二十五年二月四日
鈴木とも子後援会	鈴木 栄喜	宮野 園子	加美郡加美町字矢越三〇九・一	平成二十五年二月八日
丹野のりこ後援会	千葉 巖	菅野富次郎	柴田郡柴田町船岡東四・一六・五	平成二十五年二月十二日
南郷支部を支援する会	尾形 正幸	青木 博夫	遠田郡美里町二郷字後袋二一四〇・二	平成二十五年一月九日
早坂いさお後援会	早坂伊佐雄	早坂 裕子	加美郡加美町字小瀬屋敷六三	平成二十五年一月十八日
みかみ庄一郎後援会	味上庄一郎	高橋 宏弥	加美郡加美町字町裏八番三二・一	平成二十五年一月十八日
森とし子を支える会	児玉 芳江	森 俊道	柴田郡柴田町船岡土手内二・二・一二	平成二十五年一月二十八日
米木正二後援会	中島 勝	米木 千代	加美郡加美町南町二二七・一	平成二十五年二月二十六日
○宮選管告示第二十五号				
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。				
平成二十五年三月十五日				
宮城県選挙管理委員会				
委員長 菊 地 光 輝				
(一) 政党の支部	政治団体の名称	異動事項	新	旧
社会民主党宮城県連合	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区二日町一四・一四	仙台市青葉区二日町七・二二	平成二十五年二月二十八日
自由民主党鹿島台支部	会計責任者の氏名	佐々 昭夫	衣川 攻	平成二十五年二月二十二日
自由民主党多賀城市支部	会計責任者の氏名	米澤まき子	深谷 晃祐	平成二十五年二月十五日
自由民主党宮城県仙台市太白区第一支部	会計責任者の氏名	佐々木 心	山口 正信	平成二十五年二月十四日
民主党宮城県総支部連合会	代表者の氏名	安住 淳	今野 東吾	平成二十五年二月十四日
民主党宮城県第3区総支部	主たる事務所の所在地	岩沼市中央三・三・四三	岩沼市館下一・五・四三	平成二十五年二月六日
(二) その他の政治団体(政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体)				
政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
浅野幹雄後援会	会計責任者の氏名	佐々木ちづる	浅野ちづる	平成二十五年二月二十二日
明日の緒絶川を考へる会	代表者の氏名	鈴木 健治	本田 洋	平成二十五年二月十五日
未来の町を創る会	会計責任者の氏名	高橋 洋一	鎌田 直人	平成二十五年二月二十六日
石垣正博後援会	代表者の氏名	千葉 栄樹	村上 悟	平成二十五年二月十五日
石川正運後援会	代表者の氏名	千葉 秀一	佐藤 龍光	平成二十五年二月十四日
泉区都市問題研究会	代表者の氏名	佐藤 貞一	千葉 秀一	平成二十五年二月二十七日
伊藤栄後援会	代表者の氏名	鎌田 博	芳賀 忠義	平成二十五年二月六日
伊藤ゆうこ後援会	代表者の氏名	渡辺 一	大沼 千束	平成二十五年二月七日
大浪俊憲後援会	代表者の氏名	鈴木 一弘	大宮 勇	平成二十五年二月七日

大橋信夫後援会	代表者 鷺足 亮一	片倉 喜蔵	平成二十五年 二月七日
小野かずお後援会	主たる事務 所所在地 巨理郡巨理町字悠里 一・二四・六	巨理郡巨理町字東郷 九二四六	平成二十五年 二月二十六日
議会を傍聴する会SL ・9	会計責任者 の氏名 佐藤金一郎	阿部 芳明	平成二十五年 二月十九日
国民の生活が第一宮城 県総支部連合会	主たる事務 所所在地 仙台市泉区泉中央二 ・六・三	仙台市青葉区国分町 二・八・一四	平成二十五年 一月十一日
佐藤長成後援会	代表者 の氏名 秋保 英俊	文谷 好吉	平成二十五年 二月二十一日
佐藤まさる後援会	会計責任者 の氏名 高沢 忠義	高沢 一男	平成二十五年 二月十二日
塩釜医師連盟	会計責任者 の氏名 大嶋 聖次	大場 和男	平成二十五年 二月二十六日
白ゆり会	政治団体 の名称 及川 潤一	鳥越 紘二	平成二十五年 二月四日
菅原みのる後援会	会計責任者 の氏名 菅原 大輔	鎌田さゆり後援会	平成二十五年 二月十八日
高橋義雄後援会	主たる事務 所所在地 栗原市若柳有賀字田 畑前六六	栗原市若柳有賀字峯 一〇四	平成二十五年 二月十五日
千葉けんじ後援会	政治団体 の名称 千葉けんじ後援会	千葉ケンジ後援会	平成二十五年 二月八日
千葉とおるの会	会計責任者 の氏名 三浦 勝則	熱海 道良	平成二十五年 二月十四日
21 土井とおるチャレンジ	会計責任者 の氏名 千葉ちか子	柏村 和文	平成二十五年 二月十日
都市政経研究会	主たる事務 所所在地 仙台市青葉区二日町 一一・一二	仙台市青葉区中央三 ・四・一八	平成二十五年 二月十四日
沼倉利光後援会	代表者 の氏名 佐々木 心	山口 正信	平成二十五年 二月七日
三浦すすむ後援会	主たる事務 所所在地 加美郡加美町字大門 一〇四・二	加美郡加美町字大門 二三四・三	平成二十五年 二月二十一日
宮城県商工政治連盟栗 原南部支部	主たる事務 所所在地 栗原市築館源光一・ 五	栗原市築館薬師四・ 二・二七	平成二十五年 二月十四日
宮城県不動産政治連盟	代表者 の氏名 伊藤昭太郎	尾形 憲二	平成二十五年 二月二十日
村井嘉浩知事を支援す	主たる事務 黒川郡大衡村大衡字	黒川郡大衡村大衡字	平成二十五年

る大衡の会 所所在地 平林九八・九 塩浪三 四四 二月二十六日

代表者 古賀 昭信 首根 昭雄

○宮選管告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治
団体が解散した旨届出があった。
平成二十五年三月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

政治 団 体 の 名 称 代表者の氏名 解散年月日

日本維新の会宮城県第4区支部 畠山 昌樹 平成二十四年十二月三十日

みんなの党宮城県議会第6支部 阿部 千夏 平成二十五年二月二十七日

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治 団 体 の 名 称 代表者の氏名 解散年月日

あへ千夏後援会 阿部 千夏 平成二十五年二月二十七日

池田友信後援会 小坂 信雄 平成二十四年十二月三十一日

市川一朗ふるさと後援会 葛岡 重利 平成二十五年二月八日

大橋荘治後援会 大橋 荘治 平成二十四年十二月三十日

佐藤けんすけ後援会（下増田の明日を考える会） 佐藤 栄一 平成二十四年十二月八日

佐藤まさる後援会 小野寺正美 平成二十三年十二月三十一日

米木正一後援会 中島 勝 平成二十三年十二月三十一日

○宮選管告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平
成二十二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと
おり公表する。
平成二十五年三月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(その他の政治団体)

政治団体の名称 解散年月日

佐藤まさる後援会 報告年月日 25. 2. 12 (23. 12. 31解散)		1 収入総額 0 2 支出総額 0 米木正二後援会 報告年月日 25. 2. 26 (23. 12. 31解散)		1 収入総額 16,863 前年繰越額 16,863 2 支出総額 16,863 3 支出の内訳 政治活動費 16,863 組織活動費 16,863	
○宮城県選挙区第二十八号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十三年分の収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。		平成二十五年三月十五日 宮城県選挙区第二十八号 選挙区 築 地 光 輝		政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)	
(資金管理団体) 大橋荘治後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 大橋 荘治 資金管理団体の届出に係る公職の種類 涌谷町長 報告年月日 25. 1. 10 (24. 12. 30解散)		1 収入総額 1,814 前年繰越額 1,814 2 支出総額 1,814 3 支出の内訳 経常経費 1,814 備品・消耗品費 1,814			
(その他の政治団体) 佐藤まさる後援会 報告年月日 25. 2. 12 (23. 12. 31解散)		1 収入総額 0 2 支出総額 0 米木正二後援会 報告年月日 25. 2. 26 (23. 12. 31解散)		1 収入総額 0 2 支出総額 0	
○宮城県選挙区第二十七号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十四年分の収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。		平成二十五年三月十五日 宮城県選挙区第二十七号 選挙区 築 地 光 輝		政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)	
(政党の支部) 日本維新の会宮城県第4区支部 国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号 公職の候補者の氏名 畠山 昌樹 公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員 報告年月日 25. 2. 27 (24. 12. 30解散)		1 収入総額 0 2 支出総額 0 みんなの党宮城県議会第6支部 報告年月日 25. 2. 28 (25. 2. 27解散)		1 収入総額 3,067 前年繰越額 3,067 2 支出総額 3,067 3 支出の内訳 3,067	

<p>経常経費 事務所費 (資金管理団体) あべ千夏後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 阿部 千夏 資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員 報告年月日 25. 2. 28 (25. 2. 27解散)</p> <p>1 収入総額 前年繰越額</p> <p>2 支出総額</p> <p>3 支出の内訳 経常経費 人件費 備品・消耗品費 事務所費</p> <p>大橋庄治後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 大橋 庄治 資金管理団体の届出に係る公職の種類 涌谷町長 報告年月日 25. 1. 21 (24. 12. 30解散)</p> <p>1 収入総額 2 支出総額 (その他の政治団体) 池田友信後援会 報告年月日 25. 2. 21 (24. 12. 31解散)</p> <p>1 収入総額 前年繰越額</p> <p>2 支出総額</p> <p>3 支出の内訳 政治活動費 組織活動費 市川一朗ふるさと後援会</p>	<p>3,067 3,067</p> <p>524,284 524,284 524,284</p> <p>524,284 360,000 86,135 78,149</p> <p>25. 2. 14 (25. 2. 8解散)</p> <p>1 収入総額 前年繰越額 本年収入額</p> <p>2 支出総額</p> <p>3 本年収入の内訳 その他の収入 一件十万円未満のもの 佐藤けんすけ後援会(下増田の明日を考える会)</p> <p>報告年月日 25. 2. 14 (24. 12. 8解散)</p> <p>1 収入総額 前年繰越額 2 支出総額</p> <p>○町製紙卸長銀三十四 姓銀製紙卸長銀三十四(昭和三十三法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平 成二十五年分公告選挙の提出があったのび、同法第二十条第一項の規定により、その届出を次のと うに解散した。</p> <p>平成二十五年三月十四日</p> <p>町製紙卸長銀三十四 代表者 塚本 隆 兼 兼</p> <p>(政党の支部) みんなの党宮城県議会第6支部 報告年月日 25. 2. 28 (25. 2. 27解散)</p> <p>1 収入総額 2 支出総額 (資金管理団体) あべ千夏後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 阿部 千夏 資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員 報告年月日 25. 2. 28 (25. 2. 27解散)</p>
---	---

1 収入総額 0
 2 支出総額 0
 (その他の政治団体)
 市川一朗ふるさと後援会
 報告年月日 25. 2. 14 (25. 2. 8 解散)

1 収入総額 28,561
 前年繰越額 28,559
 本年収入額 2
 2 支出総額 28,561

3 本年収入の内訳
 その他の収入 2
 一件十万円未満のもの 2

4 支出の内訳
 政治活動費 28,561
 組織活動費 28,561

○宮城県選挙区第三十一号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。
 平成二十五年三月十五日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 菊 地 光 輝

資金管理団体の届出事項の異動した者の氏名
 公職の種類
 資金管理団体の名称
 異動事項
 新 旧

鎌田さゆり 衆議院議員 白ゆり会 政治団体の名称
 鎌田さゆり後援会
 三浦 進 加美町議会議員 三浦すすむ後援会 主たる事務所の所在地
 加美郡加美町字大門一〇四・二一
 加美郡加美町字大門三三四・三三

○宮選挙告示第三十二号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。
 平成二十五年三月十五日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 菊 地 光 輝
 (一) 法第十九条第三項第一号による届出
 資金管理団体の指定の取消した者の氏名
 公職の種類
 資金管理団体の名称
 主たる事務所の所在地
 代表者の氏名
 届出年月日

阿部 千夏 宮城県議会議員 あへ千夏後援会 仙台市太白区大崎 阿部 千夏 平成二十五年二月二十八日
 町五・一一
 大橋 莊治 涌谷町長 大橋莊治後援会 遠田郡涌谷町字田 大橋 莊治 平成二十五年一月二十一日
 沼田一五

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第2号
 警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成25年3月15日
 宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則
 警察署の下部機構に関する規則（昭和29年宮城県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
 別表第2中

「 下増田駐在所 」	名取市杉ヶ袋字横手313番地の4 」	を
「 下増田駐在所 」	名取市美田園七丁目18番地の8 」	に、
「 沼倉駐在所 」	栗原市栗駒松倉貴船2番地1 」	を
「 沼倉駐在所 」	栗原市栗駒松倉貴船2番地4 」	に改

ある。
 別表第3中

「 岩沼警察署 出所」	仙台空港警備派出所	名取市下増田字南原無番地	仙台空港ビル内
「 石巻警察署」	水上警備派出所	石巻市潮見町16番地 1	

を

「 石巻警察署」	水上警備派出所	石巻市潮見町16番地 1
----------	---------	--------------

に改

める。

別表第4仙台東警察署の表洞ノ口駐在所の項中「岩切（七北田川の北側の地域）」の次に「、岩切分台一丁目から岩切分台三丁目まで」を加える。

別表第4岩沼警察署の表増田交番の項中「増田九丁目まで、増田」の次に「、杜せきのした一丁目から杜せきのした三丁目まで、杜せきのした五丁目」を加え、同表館腰交番の項中「飯野坂一丁目」を「愛の杜一丁目、愛の杜二丁目、飯野坂一丁目」に改め、同表千貫駐在所の項中「、竹の里二丁目」を「から竹の里三丁目まで」に改め、同表下増田駐在所の項中「杉ヶ袋」の次に「、美田園一丁目から美田園八丁目まで、杜せきのした四丁目」を加える。

別表第4大和警察署の表署所在地交番の項中「吉岡、吉岡東一丁目」を「まいの一丁目（1番から7番まで）」、「吉岡、吉岡東一丁目」に改め、同表成田交番の項中「明石台六丁目」を「明石台八丁目」に改め、同表落合駐在所の項中「落合、松坂平一丁目」を「落合、まいの一丁目（1番から7番までを除く。）」、「まいの二丁目からまいの四丁目まで、松坂平一丁目」に改める。

別表第4若柳警察署の表金成駐在所の項中「金成下沼田」の次に「、金成新金生、金成新桜町」を加える。

別表第5中

「 仙台空港警備派出所」	仙台空港施設一円
--------------	----------

を

「 水上警備派出所」	宮城県内水上区域一円
------------	------------

に改

「 水上警備派出所」	宮城県内水上区域一円
------------	------------

に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第3及び別表第5の改正規定は、平成25年4月

1日から施行する。

○宮城県公安委員会規則第3号

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月15日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

「 総 務 部」	装 備 施 設 課
	広 報 相 談 課

を

「 総 務 部」	装 備 施 設 課
	民 相 談 課
	広 報 広 聴 課

に改

め、同条第4項の表中

「 広 報 相 談 課」	を	「 広 報 広 聴 課」
--------------	---	--------------

に、

「 生活安全企画課」	宮城県警察犯罪抑止対策室
------------	--------------

を

「 生活安全企画課」	宮城県警察犯罪抑止対策室
	宮城県警察ストーカー・DV特別対策隊

に、

「 刑事総務課」	宮城県警察公判対策室
----------	------------

を

「 刑事総務課」	宮城県警察公判対策室
----------	------------

に改

宮城県警察情報分析支援室

める。

第5条総務課の項中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、同条装
備施設課の項の次に次の2項を加える。

県民相談課

相談及び苦情に関する事

広報広聴課

(1) 広報・広聴に関する事

(2) 情報公開に関する事

(3) 個人情報保護に関する事

(4) 音楽隊の運営に関する事

第5条広報相談課の項を削る。

第6条生活安全企画課の項第5号中「犯罪抑止対策室」の次に「及びブローカー・DV特別対策隊」
を加える。

第7条刑事総務課の項第5号中「公判対策室」の次に「及び情報分析支援室」を加え、同条銃器薬
物対策課の項第1号中「けん銃」を「拳銃」に改め、同項第3号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め
る。

第17条第1項の表中

広報相談課	相談調査官	広報相談課長の命を受け、相談及び苦情に 係る調査等に関する事務を掌理し、広報相談 課長を補佐する。ただし、総務部長から総務 部長を補佐する。
-------	-------	---

を

県民相談課	相談調査官	県民相談課長の命を受け、相談及び苦情に 係る調査等に関する事務を総務部長から総務 課長を補佐する。ただし、その事務を掌理し、 総務部長を補佐する。
-------	-------	--

に改

め、同条第2項中「宮城県警察少年事件特別捜査隊」を「宮城県警察ブローカー・DV特別対策隊」
宮城県警察少年事件特別捜査隊」に改め、「宮城県警察公判対策室」の次に「宮城県警察情報分析
支援室」を加え、同条第6項の表中

広報相談課	相談指導官	広報相談課長の命を受け、広報相談課の所掌事務の うち相談及び苦情に関する事務等を掌理し、広報相談 課長を補佐する。総務部長から特に命ぜられた 場合は、その事務を掌理し、総務部長を補佐する。
-------	-------	---

を

県民相談課	相談指導官	県民相談課長の命を受け、相談及び苦情に関する事 務を掌理し、県民相談課長を補佐する。事務を掌理し、 総務部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、 総務部長を補佐する。
-------	-------	--

に改

める。

第18条第3項の表中「施設管理係」を「施設企画係」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

○宮城県公安委員会告示第34号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの
規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成25年3月15日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者		
現に技能検定員、教習指導員である者が普通自動車免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者	平成25年5月11日から	仙台市泉区市名坂字 高倉65番地
新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第一種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で平成24年25年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したことによる者	平成25年7月31日まで	宮城県運転免許センター
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

平成25年3月15日（金）から平成25年4月19日（金）までの午前8時30分から午後5時15分
まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

平成25年3月15日（金）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時
15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課にお問い合わせること。

問い合わせ先の電話番号 022 - 373 - 3601（内線221、222）